

「仏暦二五四八年度補正予算法令」

日本貿易振興機構(ジェトロ) バンコクセンター編

本資料は日本企業及び日系企業への情報提供を目的に作成した仮訳であり、本資料の正確性についてジェトロが保証するものではありません。

本資料の利用に際しては、必ずタイ語原文に依拠いただくようお願いいたします。

日本語訳協力: Thai Keizai Publishing Co., Ltd.社

● 仏暦二五四八年度補正予算法令

(前文省略)

第一条

本法令を「仏暦二五四八年・仏暦二五四八予算年度補正予算法令（プララーチャバンヤット・ゴッププラマーン・ラーイチャーイ・プームトゥーム）」と呼ぶ。

第二条

本法令は官報告示日の翌日から施行する。「官報告示日は二〇〇五年六月二四日」

第三条

仏暦二五四八予算年度補正予算を第四条に掲げた項目を有する五〇〇億バーツとする。

第四条

財務省及び予算局の管轄下の中央補正支出予算を以下の支出費目からなる総額五〇〇億バーツとして設定する。

- (1) 緊急もしくは必要な場合のための支出予備費 一七〇億バーツ。
- (2) 統合的県開発戦略計画に基づく県知事のプロジェクト費用 一五〇億バーツ。
- (3) 村落もしくはコミュニティの競争力開発費用 九四億バーツ。
- (4) 国民の困苦及び貧困問題解決費用 四〇億バーツ。
- (5) 干害問題解決策に基づく遂行のための地方行政機構への助成金 四六億バーツ。

第五条

財務省は本法令で規定された費目及び金額に基づく、もしくは予算局の配分に基づく、あるいは法律に従った譲渡、変更があるところに基づく予算支出を命じる権限を有する。

第六条

内閣総理大臣及び財務大臣を本法令の主務大臣とする。

(おわり)